

平成24年(行ウ)第117号 発電所運転停止命令請求事件

原告 134名

被告 国

証拠説明書(5)

平成26年3月5日

大阪地方裁判所第2民事部合議2係 御中

被告訴訟代理人 竹野下 喜彦

被告指定代理人 伊藤 清隆

山本 剛

大西 一彰

坂本 和寛

安部 勝

松島 太

大橋 広志

大黒 淳子

木 太淳一

谷口 弘美

吉田 隆一

林 史 則

鶴 園 孝 夫

依 田 圭 司

堀 口 晋

石 森 博 行

松 原 崇 弘

新 垣 琢 磨

伊 藤 彩 菜

市 村 知 也

布 田 洋 史

澤 田 智 宏

大 野 佳 史

小 林 勝

渡 邊 桂 一

牧 野 祐 也

略語は答弁書及び準備書面の例による。

号 証	標 目 (作成者等)	原 ・ 写	作 成 年月日	立 証 趣 旨
乙第40号証	核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等 (原規総発120919127号) (原子力規制委員会)	写	H24. 9. 1 9	原子力規制委員会が，平成24年当時，改正前原子炉等規制法における23条1項及び同法26条1項の審査基準又は処分基準について，「当該審査基準は，第24条の規定を基としつつ，同条第1項については，以下の旧原子力安全委員会等が決定した安全審査指針，旧原子力安全委員会等が了承した専門部会報告書等によるものとする。」としていたこと
乙第41号証	安全審査に用いる指針等について (原子力安全委員会 原子炉安全専門審査会)	写	H24. 5. 2 9	原子炉安全専門審査会の調査審議に当たっては，原子力安全委員会（その前身としての原子力委員会を含む。）が策定してきた安全審査指針類を用いるとしていたこと
乙第42号証	核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等 (原規総発1306193号) (原子力規制委員会)	写	H25. 6. 1 9	改正原子炉等規制法の第3段階目の施行に伴い，乙第40号証の別表の改正が原子力規制委員会で決定されたこと
乙第43号証	新規制基準に係る主な経過規定について (原子力規制庁)	写	H25. 6. 1 9	特定重大事故等対処施設等に関する新規制基準適合時期について平成30年7月7日までとする特段の規定が定められていること